

(別紙)

「<施設要件>」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
(削除)	1) 以下のいずれかに該当すること。 がん診療連携拠点病院*、特定機能病院 *厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院:都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院(国立がん研究センター中央病院及び東病院を含む) 都道府県が認定・指定するがん診療病院及びがん診療拠点病院は含まない。
2)～3) 略	2)～3) 略
4) 自医療機関にて、ILD に対するステロイド治療等の適切な処置が常時可能であること。	4) ILD に対するステロイド治療等の適切な処置が可能であること。
5)～6) 略	5)～6) 略
7) 自医療機関にて、胸部画像検査結果等の評価にあたり放射線診断医又は呼吸器科医の協力を得ることが常時可能であること。	7) 自医療機関にて、胸部画像検査結果等の評価にあたり放射線診断医又は呼吸器科医の協力を得ることが可能であること。
8)～9) 略	8)～9) 略